

# 長野県林業大学校管理規則

昭和53年10月26日  
規則第35号

|    |   |   |
|----|---|---|
| 改正 | 昭和56年11月12日規則第45号<br>平成4年7月6日規則第38号<br>平成12年3月23日規則第10号<br>平成17年3月28日規則第16号<br>平成25年3月29日規則第31号<br>平成30年3月26日規則第12号 | 平成元年3月27日規則第4号<br>平成5年3月29日規則第16号<br>平成13年3月26日規則第17号<br>平成19年3月30日規則第20号<br>平成29年3月30日規則第19号<br>平成31年3月18日規則第10号 |
|----|---|---|

長野県林業大学校管理規則をここに公布する。

長野県林業大学校管理規則

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 課程、学科及び定員（第2条・第3条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第4条—第6条）
- 第4章 授業科目及び単位数等（第7条・第8条）
- 第5章 入学、休学、退学等（第9条—第16条）
- 第6章 表彰及び懲戒（第17条・第18条）
- 第7章 授業料等（第19条—第24条）
- 第8章 雑則（第25条—第27条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県林業大学校条例（昭和53年長野県条例第27号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県林業大学校（以下「大学校」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 課程、学科及び定員

全部改正〔平成12年規則10号〕

（課程及び学科）

第2条 課程及び学科は、林業専門課程及び林学科とする。

全部改正〔平成12年規則10号〕

（定員）

第3条 定員は、40人とする。

### 第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第5条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第6条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (2) 日曜日及び土曜日
  - (3) 季節休暇 1年を通じて90日以内で大学校の長（以下「校長」という。）が定める日
- 2 前項に掲げる休業日は、必要に応じて校長が変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、臨時休業の必要があるときは、校長が定める。

一部改正〔平成元年規則4号・4年38号〕

#### 第4章 授業科目及び単位数等

(授業科目及び単位数)

第7条 授業科目は、一般教育科目及び専門教育科目とし、各授業科目の単位数は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成25年規則31号〕

(卒業等の要件)

第8条 校長が別に定める単位数を修得した者は、卒業又は進級の要件を備えたものとする。

#### 第5章 入学、休学、退学等

(入学志願の手續)

第9条 入学しようとする者は、入学願書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

- (1) 最終学校の調査書
- (2) 条例第4条第3号に該当する者にあつては、その事実を証する書類
- (3) その他校長が必要とする書類

一部改正〔昭和56年規則45号・平成17年16号〕

(入学試験)

第10条 条例第4条に規定する入学試験は、筆記試験及び人物考査とする。

2 前項の規定にかかわらず、最終学校における成績が特に優秀であつて当該学校の長から推薦された者については、筆記試験を免除することがある。

一部改正〔平成25年規則31号〕

(入学試験の期日等の公告)

第11条 前2条に定めるもののほか、入学願書の提出期限、入学試験の期日、場所及び試験科目その他入学試験に関し必要な事項は、そのつど公告する。

(入学の手續)

第12条 入学を許可された者は、保証人と連署した誓約書(様式第2号)を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類を校長の指定する期日までに提出しない者に対しては、その許可を取り消すものとする。

一部改正〔昭和56年規則45号・平成5年16号〕

(欠席)

第13条 大学校に入学した者(以下「学生」という。)は、欠席しようとするときは、校長に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第14条 学生は、休学し、又は退学しようとするときは、校長に願い出て、その承認を受けなければならない。

(復学)

第15条 休学中の学生が復学しようとするときは、校長に願い出て、その承認を受けなければならない。

(卒業証書の授与)

第16条 校長は、大学校の所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

#### 第6章 表彰及び懲戒

(表彰)

第17条 校長は、学業、性行ともに優秀で他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第18条 校長は、学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、訓戒、停学又は退学の処分をすることができる。

- (1) 性行が不良であるとき。
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないとき。
- (3) 正当な理由がなくて出席しないとき。

(4) 大学校の秩序を乱したとき。

#### 第7章 授業料等

追加〔平成13年規則17号〕

(授業料等の納付及び分納)

第19条 授業料、入学金及び受験料は、校長が定める日に納付しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定による授業料の分納は、年額の2分の1に相当する額をそれぞれ4月及び10月の所定の期日に納付して行うものとする。ただし、これにより難い場合その他校長が必要と認める場合にあつては、校長が定めるところによる。

追加〔平成13年規則17号〕

(減免)

第20条 条例第7条の規定による授業料の減免は、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額(授業料を既に納付した場合にあつては、当該額のうち当該納付した授業料に対応するものとして知事が定める額を除いた額)について行うものとする。

(1) 経済的理由により納付が困難であると認められる者 知事が納付が困難であると認める額

(2) 退学した学生 年額の12分の1に相当する額(1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて得た額。以下この条及び第24条において「授業料月額」という。)に退学した日の属する月の翌月から当該学年の末月までの月数を乗じて得た額

(3) 休学している学生 授業料月額に休学に入る日の前日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

追加〔平成13年規則17号〕

(減免の申請)

第21条 前条第1号の規定により授業料の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする理由を記載した書類に、その理由を証明する書類を添え、校長に提出しなければならない。

追加〔平成13年規則17号〕

(減免理由消滅の届出)

第22条 第20条第1号の規定により授業料の減免を受けている者は、減免の理由が消滅したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

追加〔平成13年規則17号〕

(減免の取消し)

第23条 知事は、授業料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める月から授業料の減免を取り消すことができる。

(1) 授業料の減免の必要が無くなつたとき 必要が無くなつた月

(2) 第21条に規定する書類に偽りの記載があつたとき 減免した月

(3) 懲戒処分を受けたとき 処分を受けた月

2 前項の規定により減免を取り消された場合に係る授業料の納付については、別に定める。

追加〔平成13年規則17号〕

(還付)

第24条 条例第8条ただし書の規定による授業料の還付は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 学生が退学(懲戒によるものを除く。)したとき 授業料月額に退学した日の属する月の翌月から当該学年の末月(授業料を分納している場合にあつては、納付した額に対応する期間の末日の属する月)までの月数を乗じて得た額

(2) 学生が休学したとき 授業料月額に休学に入る日の前日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月(授業料を分納している場合にあつては、納付した額に対応する期間の末日の属する月)までの月数を乗じて得た額

(3) 経済的理由その他の理由により還付を必要と認めるとき 知事が必要と認める額

追加〔平成13年規則17号〕

#### 第8章 雑則

一部改正〔平成13年規則17号〕

(遵守事項)

第25条 学生は、校長の定める事項を遵守しなければならない。

一部改正〔平成13年規則17号〕

(寄宿舎)

第26条 学生は、校長が管理する寄宿舎に入寮しなければならない。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

一部改正〔平成13年規則17号〕

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

一部改正〔平成13年規則17号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和53年12月1日から施行する。

(長野県収入証紙規則の一部改正)

2 長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和56年11月12日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月27日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年5月1日から施行する。(後略)

附 則(平成4年7月6日規則第38号)

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則(平成5年3月29日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に長野県林業大学校の第2学年に在学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県林業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

| 授業科目           |      |         | 単位数  |     |      |     |
|----------------|------|---------|------|-----|------|-----|
|                |      |         | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|                |      |         | 講義   | 実験等 | 講義   | 実験等 |
| 一般<br>教育<br>科目 | 人文科学 | 哲学及び倫理学 | 2    |     |      |     |
|                |      | 心理学     |      |     | 2    |     |
|                |      | 文学      | 2    |     |      |     |
|                | 社会科学 | 法学      | 3    |     |      |     |
|                |      | 社会学     |      |     | 2    |     |
|                |      | 経済学     | 1    |     | 1    |     |
|                | 自然科学 | 数学      | 3    |     |      |     |
|                |      | 物理学     | 2    |     |      |     |
|                |      | 化学      | 2    |     |      |     |
|                |      | 生物学     | 2    |     |      |     |
| 情報処理学          |      |         |      | 4   |      |     |
| 外国語科目          | 英語   | 2       |      |     |      |     |

|        |       |       |   |               |                |               |
|--------|-------|-------|---|---------------|----------------|---------------|
| 保健体育科目 |       | 保健体育  | 1 | 1             | 1              | $\frac{2}{3}$ |
| 専門教育科目 | 造林学   | 造林学   | 2 | $\frac{1}{3}$ |                |               |
|        |       | 森林生態学 | 2 | $\frac{1}{3}$ |                |               |
|        |       | 樹木学   | 1 | $\frac{1}{3}$ |                |               |
|        |       | 林木育種学 | 1 | $\frac{1}{3}$ |                |               |
|        |       | 森林地質学 | 1 |               |                |               |
|        |       | 森林土壤学 | 1 |               |                |               |
|        | 保護学   | 森林保護学 | 1 |               |                |               |
|        |       | 樹病学   | 2 | $\frac{1}{3}$ |                |               |
|        |       | 森林昆虫学 | 2 | $\frac{1}{3}$ |                |               |
|        | 林業経営学 | 林政学   | 3 |               |                |               |
|        |       | 林業経営学 | 2 | $\frac{1}{3}$ |                |               |
|        |       | 測樹学   | 2 | $\frac{2}{3}$ |                |               |
|        |       | 林業税制論 | 1 |               |                |               |
|        | 森林土木学 | 測量学   | 2 | 1             |                |               |
|        |       | 林道工学  | 1 | $\frac{1}{3}$ |                |               |
|        |       | 森林防災学 | 2 | $\frac{2}{3}$ |                |               |
|        | 林業機械学 | 林業機械学 | 2 | 1             |                |               |
|        | 木材利用学 | 木材理学  | 3 |               |                |               |
|        |       | 木工機械学 | 2 | $\frac{1}{3}$ |                |               |
|        | 林産化学  | 特用林産学 | 2 | $\frac{2}{3}$ |                |               |
|        | 林業普及論 |       | 1 |               |                |               |
| 林業概論   |       | 2     |   |               |                |               |
| 育林・生態  | 育林学   |       |   |               | $2\frac{2}{3}$ |               |
|        | 森林生態学 |       |   |               | $\frac{1}{3}$  |               |
|        | 森林環境学 |       |   | 3             | $\frac{2}{3}$  |               |

|        |         |    |                 |                 |                 |
|--------|---------|----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 森林資源管理 | 林業経営学   |    |                 | 1               | $\frac{1}{3}$   |
|        | 森林管理学   |    |                 | 2               |                 |
|        | 木材商業論   |    |                 | 2               | $\frac{1}{3}$   |
| 森林土木   | 森林土木工学  |    |                 | 2               | $2\frac{1}{3}$  |
|        | 測量学     |    |                 | 2               | $\frac{2}{3}$   |
| 景観・保健  | 森林風致計画学 |    |                 | 2               | $\frac{1}{3}$   |
|        | 保健休養学   |    |                 | 2               | 1               |
| 森林機械   | 林業機械工学  |    |                 | 2               | $1\frac{1}{3}$  |
| 林産     | 木材利用学   |    |                 | 2               | $\frac{2}{3}$   |
|        | 特用林産学   |    |                 |                 | $\frac{1}{3}$   |
| 森林政策   | 林業特論    |    |                 | $\frac{1}{2}$   |                 |
| 専攻     |         |    | $\frac{1}{3}$   |                 |                 |
| 校外実習   |         |    | 4               |                 |                 |
| 校外研修   |         |    |                 |                 | $2\frac{2}{3}$  |
| 体験研修   |         |    |                 | 1               | 3               |
| 特別講座   |         | 2  |                 | 2               |                 |
| 合計     |         | 60 | $12\frac{1}{3}$ | $33\frac{1}{2}$ | $17\frac{1}{3}$ |

(備考) 講義の1単位は15時間、実験等の1単位は45時間とする。

附 則 (平成12年3月23日規則第10号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日規則第17号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は平成13年4月1日から、目次の改正規定及び第6章の次に1章を加える改正規定(入学料及び受験料に係る部分に限る。)は平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に長野県林業大学校の第2学年に在学する者の履修すべき授業科目及び単

位数については、この規則による改正後の長野県林業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第31号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第19号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日規則第12号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日規則第10号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(別表) (第7条関係)

## 授業科目及び単位数

| 授業科目    |          |         | 単位数       |     |      |     |   |
|---------|----------|---------|-----------|-----|------|-----|---|
|         |          |         | 第1学年      |     | 第2学年 |     |   |
|         |          |         | 講義        | 実習等 | 講義   | 実習等 |   |
| 一般教育科目  | 人文科学     | 哲学及び倫理学 | 2         |     |      |     |   |
|         |          | 心理学     | 2         |     |      |     |   |
|         |          | 文学      | 2         |     |      |     |   |
|         | 社会科学     | 法学      | 2         |     |      |     |   |
|         |          | 社会学     | 2         |     |      |     |   |
|         |          | 経済学     | 2         |     |      |     |   |
|         | 自然科学     | 数学      | 2         |     |      |     |   |
|         |          | 物理学     | 2         |     |      |     |   |
|         |          | 化学      | 2         |     |      |     |   |
|         |          | 生物学     | 2         |     |      |     |   |
| 情報処理学   |          | 2       |           | 2   |      |     |   |
| 外国語(英語) |          | 2       |           | 2   |      |     |   |
| 芸術      |          |         | 1         |     |      |     |   |
| 保健体育    |          |         | 1         |     | 1    |     |   |
| 専門教育科目  | 共通科目     | 育林・生態   | 造林学       | 4   | 2    |     |   |
|         |          |         | 森林保護獣害対策学 |     |      | 2   | 1 |
|         |          |         | 樹木学       | 2   | 1    |     |   |
|         |          |         | 樹木医学      |     |      | 2   |   |
|         |          |         | 森林生態学     | 2   |      | 2   |   |
|         |          |         | 森林土壌学     | 2   |      |     |   |
|         |          |         | 森林気象学     |     |      | 2   |   |
|         |          | 森林資源管理  | 測樹学       | 2   | 1    |     |   |
|         |          |         | 林業経営学     |     |      | 2   |   |
|         |          |         | 簿記        |     |      | 2   |   |
|         | 森林計画・普及論 |         |           |     | 2    |     |   |
|         | 森林情報論    |         | 2         |     |      | 1   |   |
|         | 木材商業論    |         |           |     | 2    |     |   |
|         | 森林土木     | 治山工学    | 2         |     |      |     |   |
|         |          | 林道工学    |           |     | 2    |     |   |
|         |          | 造園学     |           |     | 2    | 1   |   |
|         |          | 測量学     | 2         | 1   |      |     |   |
|         |          | 森林地質学   | 2         |     |      |     |   |
|         | 景観・保健    | 森林風致計画学 |           |     | 2    |     |   |
|         |          | 労働安全    |           |     | 2    |     |   |
| 保健休養学   |          |         |           |     | 1    |     |   |



|      |           |       |   |                |                |                  |
|------|-----------|-------|---|----------------|----------------|------------------|
|      |           | 救急救命  |   | 1              |                |                  |
| 森林機械 |           | 林業機械学 | 2 | $2\frac{1}{3}$ |                | $6\frac{14}{15}$ |
|      |           | 林業架線学 |   |                | $4\frac{4}{5}$ | $2\frac{4}{15}$  |
| 林産   |           | 木材物理学 | 2 |                |                |                  |
|      |           | 木材加工学 | 2 |                |                | 1                |
|      |           | 特用林産学 | 2 | 1              |                |                  |
| 森林政策 |           | 林政学   | 2 |                |                |                  |
|      |           | 林業概論  | 2 |                |                |                  |
|      | 校外研修      |       |   | $1\frac{3}{5}$ |                | 4                |
|      | 体験研修      |       |   | 2              |                | 2                |
|      | 特別講座      |       | 2 |                | 2              |                  |
|      | インターンシップ  |       |   | $1\frac{1}{3}$ |                | $2\frac{2}{3}$   |
| 選択科目 | 森林管理コース   |       |   |                |                | 3                |
|      | 森林資源活用コース |       |   |                |                | 3                |
|      | 木材利用コース   |       |   |                |                | 3                |

(備考) 講義の1単位は15単位時間、実習等の1単位は30単位時間とする。

全部改正〔平成25年規則31号〕

(様式第1号)

(第9条関係)

一部改正〔平成5年規則第16号・平成29年規則第19号〕

(様式第2号)

(第12条関係)

一部改正〔昭和56年規則45号・平成5年規則16号〕